

年金問題

問 旧八日市場市、旧野栄町に現存する手書き納付記録の社会保険庁と市民課との突合の状況は、

答 まず、既居市の国民年金加入者は、平成十七年三月三十一日現在で被保険者九千六百八十二名、受給者一万九百八十三名です。

市の記録もこれについては把握していません。

窓口では納入記録について、相帳が一日四、五件あり、その際は氏名、住所、性別等

経歴を申し出たいたいです。

その申し出に基づき、社会保険庁に電話で照会、突き合わせをしています。

宙に浮いた年金と言われる五千万円プラス一千四百三十万円の該当者不明の記録については、これを調査するために手書きの納付記録等の整理は不可欠と考えます。

今後、社会保険庁からの把握調査があれば対応できるよう準備したいと考えています。

教育関係

問 国では子供の食育を重視しているが、市ではどのように教育現場に反映させているか。

答 教育委員会では、小学校向けの学校教育指導の指針の中に食に関する指導の充実として、三項目の努力事項を掲げました。

これに基づき、各学校においては保健学習や特別活動などを通じて望ましい食習慣の取り方を学ばせ、作物の栽培学習を通して自然への恩恵や食に関わる人々の感謝の気持ちを学んでいます。

また、保護者に対しては家庭教育学級などを通して食育の進展に努めています。

今後とも学校と家庭、地域との連携を図りながら、児童・生徒の食育の充実・発展に努

問 年金記録に対する市民の不安解消のため、年金相談窓口を開設しては、

答 本市では、平成十八年度に社会保険事務局佐原事務所主催の「年金無料きょうぞく相談会」を三回は開催しました。

平成十九年度においてもこの相談会の開催を要請したところですが、

しかし、佐原事務所では、年金記録問題に関する相談が毎日二百件ほど寄せられ、窓口の対応に追われているので相談会の開催については猶予してほしいとのことでしたが、本市としては佐原事務所と調整のうえ、ぜひ開催したいと考えています。

書を送った方がよいのでは、

答 学校給食センター運営委員会や校長会議等で協議を重ね、ね、給食の一時として、給食の希望調査を実施することし、保護者から給食の申込書を出していただき、

給食は自ら依頼し、費用は自ら払うものという認識をしていただくために実施したものです。

申込書の提出は五月末日現在で、不登校などの特別な事情を除き、全員希望するとの結果でした。



子育て・少子化対策

問 つどいの広場開所後の利用状況は、

答 五月一日の開所後、五月中は十二日間実施しました。その間の利用状況は、延べ百三十四組、子ども百五十七人、一日当たり十一組、子ども十三・一人の利用がありました。

利用形態を見ると、午後より午前にも利用する方が多く、なかには午前、午後ともに利用する方もいました。

今後の事業としては、夏にできやすい汗疹、水分補給や

熱中症に関することなど、季節に合った講習会を実施していく予定です。

問 つどいの広場を、現在の開所日である月、水、金以外の日にも開所しては、

答 つどいの広場利用者の声を聞く機会があり、その話の中で、「育児の相談をする相手がいるのが助かる」、「同年代のお母さんたちと育児の話ができる」といった意見をいただきました。

そのほか、「昼食と一緒に取れたらよい」といった意見もあり、利用者の要望を満たすよう努力していきます。



▲母子健康手帳と受診票

問 厚生労働省の方針では、健康で安全な出産をするため、妊産婦健診五回無料を全国基準とするとしているが、本市の妊産婦無料健診拡充の考えは、

答 妊産婦の無料健診については、現在、千葉県の医師会との委託契約により二回の無料健診を実施しています。

一指摘のとおり、厚生労働省は妊婦の健康調査のあり方について、五回程度の無料健診実施が望ましいと示しています。

現在、千葉県との医師会での協議を行っているところで、本市の財政状況などを踏まえ、慎重に検討したいと考えています。

地域医療

問 県では、現在の医師不足病院経営などの問題をどう考えているのか。

答 県では、二十一世紀における千葉県の健康、医療の包括的な政策としての「千葉県の健康・医療ビジョン」を策定しました。

この中で循環型地域医療連携システムの構築を掲げており、このシステム構築には地域医療を担う自治体病院の医

師不足を解消することが必要であるとしています。

医師確保の内容は、①後期臨床研修医に対する資金貸付、②市町村が実施する医師確保事業への支援、③千葉大学との連携による医師確保、④県内に附属病院を有する私立大学に在籍する医学生への奨学金制度創設、としています。

このほか、五月二十日に開催された八都県市首長会議において、初期臨床研修年限を一年延長し、その一年を知事が指定する病院での勤務を義務付けできるように要望することが決定し、六月十八日に県に提出されました。

問 収入が国民年金だけの人もその収入の範囲内で働くも

りの郷に入所し、サービスを利用することはできるか。

答 利用者の負担額は、要介護度、所得段階により異なります。

施設の介護サービスは介護度別に月額約二万四千円から三万二千円、食費は所得に応じて九千円から五万七千円、居住費は所得と個室利用をしたかによりゼロ円から一万八千三百円です。

このほか日用品費と教養娯楽費があります。

なお、介護サービス費の減免制度として高額介護サービス費制度があり、老齢福祉年金受給者と年金収入八十万円以下の方は一万五千円、住民税非課税の方は二万四千六百円、住民税課税世帯の方は三

万七千二百円がそれぞれ限度額となっております。

負担額がこの限度額を超えた分は、後日、高額介護サービス費として払い戻しされます。

問 めくもりの郷利用者のうち、生活保護受給者は、

答 めくもりの郷利用者のうち、平成十六年度に一名、平成十七年度に二名、平成十八年度に二名、合計六名の方が生活保護を受給していました。

このうち四名の方は、現在も入所しています。

なお、このほか、市外の方で生活保護を受給している利用者が一名いました。

この方は平成十八年度入所でしたが、現在は退所しています。